

様式第5号(第5条関係) 葬祭支援給付申請書

葬 祭 支 援 給 付 申 請 書

年 月 日

地方局長 様

住 所

申請者

氏 名

⑩

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による葬祭支援給付を受けたいので、証拠書類を添えて申請します。

死者	氏 名			葬祭を行う者との関係	
	死亡年月日	年 月 日	死亡時の住所 又は居所		
葬 祭 予 定 日					
葬 祭 費		遺 留 金 額	差引不足額	遺留品の状況	
備 考					

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則の規定による支援給付にあっては、この様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則」とすること。

3 地方局長が必要と認める場合には、給与証明書（様式第6号）を添付すること。

様式第6号(第5条、様式第2号、様式第5号関係) 給与証明書

(表)

給 与 証 明 書

年 月 日

住 所
事業所名又は雇主名 (印)

次のとおり証明します。

氏 名	(歳)	職名及び	
居 住 地		職務内容	

区 分	次回支給見込み 月分	前 3 箇 月		
	月分	月分	月分	月分
勤務(就労)日数	日	日	日	日

給 与 額	基 本 給				
	日 給 (日分)				
	家 族 手 当 (人)				
	地 域 手 当				
	手 当				
	時 間 外 手 当				
	賞 与				
	小 計 ①				

控 除 額	所 得 税				
	市 町 村 民 税				
	健 康 保 険 料				
	介 護 保 険 料				
	厚 生 年 金 保 険 料				
	失 業 保 険 料				
	労 働 組 合 費				
	小 計 ②				

差引支給額 (①-②)				
-------------	--	--	--	--

※認定

次のとおり申告します。

1 給与額は、上記のとおり相違ありません。

2 私の世帯においては、他に収入はありません。

氏 名 (印)

(裏)

摘 要

- 1 給与の定例支給日 毎月 () 日)
- 2 次回 (以降3箇月間) の昇給 (賞与) 予定年月日及び金額
- 3 現物給与の品目数量 (給与証明期間各月分)
- 4 その他

記入要領

- 1 次回 (翌月又は本月) 及び前3箇月分 (前後4箇月) の期間におけるすべての給与及び源泉徴収について、それぞれその内訳を明らかにして記入してください。なお、次回の給与額について全く推定できない場合には、「次回支給見込み 月分」の欄は空欄とし、ほぼ推定できる場合には見込額により記入してください。
- 2 ※の欄は、記入しないでください。
- 3 「摘要」の欄には、次回の昇給、賞与の見通し及び現物給与について詳しく記入するほか、支給額が著しく増加し、又は減少している月のあるときは、その理由等の参考事項を記入してください。

注意

- 1 この証明書は、世帯から地方局長あてに収入申告のなされた場合に添付されるものです。
- 2 事実と違ったことを証明した場合には、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第85条の規定により処罰されることがありますから御注意ください。

注 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律 (平成19年法律第127号) 附則の規定による支援給付にあつては、注意2中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律 (平成19年法律第127号) 附則第4条第2項において準用する中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律」とすること。

様式第7号(第5条、様式第2号関係) 住宅補修計画書

住宅補修計画書			申請者 氏名			
建物の規模 及び構造						
補修を必要とする状況	1 破損の状況					
	2 修理の規模					
補修のために必要とする費用の内訳	品名	規模	単価×数量=金額			備考
			単価	数量	金額	
見積者	見積年月日	年 月 日				
	住所					
	氏名	㊟				

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第8号(第5条、様式第2号関係) 生業計画書

生 業 計 画 書	申 請 者 氏 名	
<p>1 生業計画の内容</p> <p>2 生業に必要なものの品と金額</p> <p>3 生業の見通し</p> <p>(1) 収入を上げ得る時期</p> <p>(2) 収入見込額</p> <p>(3) 収入を上げるために必要な材料代その他の費用</p> <p>(4) 利益</p>		

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 「1 生業計画の内容」の欄は、誰が、いつ、どこで、どんな仕事をするかを記入すること。

3 3の「(4) 利益」の欄は、収入見込額から収入を上げるために必要な材料代その他の費用を差し引いた額を記入すること。

様式第9号（第6条、第11条、第16条、様式第26号、様式第27号関係） 支援給付決定通知書

支 援 給 付 決 定 通 知 書

第 年 月 日 号

様

地方局長



年 月 日付けで申請された中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を、次のとおり開始（変更）することに決定したから通知します。

1 支援給付の種類及び程度

(1) 種類	生 活 支援給付	住 宅 支援給付	医 療 支援給付	介 護 支援給付	() 支援給付	計
(2) 程度	円	円	円	円	円	円

ただし、月分は、日割計算により 円支給する。

(3) 介護支援給付自己負担月額 円（事業者名 ）
円（事業者名 ）
円（事業者名 ）

(4) 医療支援給付自己負担月額 円

2 支援給付の開始（変更）時期 年 月 日

3 支援給付の方法

支援給付中の 費は、 渡しとする。

4 支援給付を決定した理由

5 支援給付金の支給日及び支給場所

6 この決定通知が申請書受理後14日を経過した理由

備考

- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、愛媛県知事に対し審査請求をすることができます。
- この決定の取消しの訴えは、1の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があった日から50日を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 支援給付金を受け取る時は、この通知書と印鑑が必要ですから忘れないように持参してください。

注1 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部

を改正する法律（平成19年法律第127号）附則の規定による支援給付にあつては、この様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則」とすること。

2 不要の文字は、抹消すること。

様式第10号（第6条関係） 支援給付申請却下通知書

支 援 給 付 申 請 却 下 通 知 書

第 号
年 月 日

様

地方局長 印

年 月 日付けで申請された中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付については、次の理由で支援給付できないから却下します。

なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、愛媛県知事に対し審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から50日を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

1 却下の理由

2 この通知が申請書受理後14日を経過した理由

注 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則の規定による支援給付にあつては、この様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則」とすること。